

協議第48号（継続協議）

各種事務事業（その他の事務事業）の取扱いについて

各種事務事業（その他の事務事業）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年10月24日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（その他の事務事業）の取扱いについて
1 企画 (1) 総合計画については、新市移行後新たに策定する。 (2) 国際交流員招致事業と友好都市交流事業については、西条市の例により調整する。 (3) 行政改革大綱については、新市移行後新たに策定する。 (4) 男女共同参画における事業推進の基礎となる計画の策定と女性団体の連絡協議会の設置については、新市移行後速やかに調整する。
2 総務 (1) 名誉市民制度については、新市移行後速やかに調整する。 名誉市町民の称号受章者については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 功労賞制度については、新市移行後速やかに調整する。 功労賞受賞者については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (3) 市民無料法律相談については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。 (4) 集会所建設（維持管理）については、現行制度を基本として、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い総括表）

協議項目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い		細項目	その他の事務事業	
事務事業名	その他の事務事業		専門部会名	企画部会・総務部会	分科会名 企画分科会・総務分科会
区分	項目	調整方針			
1 企画	(1) 総合計画策定	総合計画については、新市移行後新たに策定する。 調整方針説明資料（P.5参照）			
	(2) 国際交流	国際交流員招致事業と友好都市交流事業については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.6参照）			
	(3) 行政改革	行政改革大綱については、新市移行後新たに策定する。 調整方針説明資料（P.7参照）			
	(4) 男女共同参画	男女共同参画における事業推進の基礎となる計画の策定と女性団体の連絡協議会の設置については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.8,9参照）			
2 総務	(1) 名誉市民表彰	名誉市民制度については、新市移行後速やかに調整する。 名誉市町民の称号受章者については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.10参照）			
	(2) 功労賞	功労賞制度については、新市移行後速やかに調整する。 功労賞受賞者については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.11参照）			
	(3) 市民無料法律相談	市民無料法律相談については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.12参照）			
	(4) 集会所建設（維持管理）	集会所建設（維持管理）については、現行制度を基本として、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。 調整方針説明資料（P.13,14参照）			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い	細項目	その他の事務事業		
事務事業名	総合計画策定	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整方針	総合計画については、新市移行後新たに策定する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>第5次西条市総合計画 【策定年月】 平成14年3月</p> <p>【計画期間】 平成13年度～平成22年度 （中間目標年次：平成17年度）</p> <p>【テーマ】 潤いと活力あふれる快適環境・産業文化都市</p> <p>【策定の経緯】 [平成10年] ・市民意識調査実施 [平成12年] ・職員提言実施（対象者：全職員） ・21世紀の西条を考える市民懇話会開催 ・中・高校生アンケート調査実施 ・まちづくりセミナー開催 ・新しい西条市総合計画策定に係る意見提言会開催 [平成13年] ・新しい西条市総合計画策定に係る市議会議員懇談会開催 ・西条市総合計画策定プロジェクト開催 ・西条市総合計画策定委員会開催 ・西条市総合計画審議会開催 ・市議会本会議において基本構想案を可決 [平成14年] ・基本計画案市長ヒアリング実施 ・基本計画決定</p>	<p>東予市総合計画 【策定年月】 平成13年3月</p> <p>【計画期間】 平成13年度～平成17年度</p> <p>【テーマ】 人が元気、暮らしが元気、夢が感動に変るまち 瀬戸内に拓く田園工業都市・東予</p> <p>【策定の経緯】 [平成12年] ・東予市総合計画策定委員会設置 ・東予市総合計画策定委員会幹事会設置 ・市民アンケート実施・分析 ・インタ-ネットの活用、市政報告会開催、ネットワ-ク21とうよ、21世紀とうよまちづくりト-ク市長と語ろう等開催、提言集約 ・東予市総合計画審議会実施 [平成13年] ・3月議会議決</p>	<p>丹原町第3次総合計画 【策定年月】 平成13年12月</p> <p>【計画期間】 平成13年度～平成17年度</p> <p>【テーマ】 “五感にうったえる ふれあいとであいのまち”</p> <p>【策定の経緯】 [平成6年] ・「未来を語りあう会」5地区で開催 ・「丹原町を魅力ある町にするためのアンケート」実施 [平成7年] ・地域計画策定説明会を5地区で開催 ・まちづくり講演会 [平成8年] ・地域計画策定 ・基本構想議決 ・前期基本計画策定 [平成12年] ・地域計画見直し [平成13年] ・基本構想の一部改訂 ・後期基本計画策定</p>	<p>第4次小松町総合計画 【策定年月】 平成11年3月</p> <p>【計画期間】 平成11年度～平成15年度</p> <p>【テーマ】 住みたい・行ってみたい・文化の里・小松町</p> <p>【策定の経緯】 [平成10年] ・第4次小松町総合計画策定委員会設置要綱制定 ・総合計画策定委員会 ・住民とのまちづくり懇談会 ・理事者ヒアリングを実施 [平成11年] ・総合計画審議会 3月町議会議決</p>	<p>総合計画については、新市移行後新たに策定する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い	細項目	その他の事務事業		
事務事業名	国際交流	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整方針	国際交流員招致事業と友好都市交流事業については、西条市の例により調整する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【国際交流員招致事業】 「語学指導等を行う外国青年招致事業」により国際交流員を受け入れ、語学等の指導、市民との各種交流事業を実施。 言語：英語 人員：1名 一般市民に対する英語指導 公民館・団体等における交流事業、講演会等の講師 国際交流事業の企画・実施 国際交流ボランティア団体の活動支援 英語圏との交流の調整 来西者や外国語担当助手等の通訳・生活相談・広報誌や資料の翻訳等 平成14年度予算 歳出 4,996千円（報酬・共済費、旅費ほか）</p> <p>【姉妹・友好都市交流】 [保定市との交流] 昭和56年に西条市制施行40周年記念事業の一環として、日中友好西条市少年合唱訪問団が保定市を訪問して以来、官民を問わず、相互訪問による交流が続いていたが、平成5年には西条鉄工団地協同組合などが保定市技術研修生の受け入れを開始し、市においても保定市職員を行政の仕組みや組織を学ぶ研修員として受け入れる一方で、後の交流の一助とするため、市職員を河北大学に留学させて中国語を学習させるなど、更なる発展を願う気運が高まり、平成6年に友好都市関係提携議定書に調印して姉妹都市縁組を行った。 その後も、友好都市を訪れる訪中団に補助金を交付したり、友好都市市民訪中団の団員を募って、保定市を訪問してもらうなど、市民を中心とした「草の根」交流の推進に努めている。</p>	[該当なし]	[該当なし]	[該当なし]	西条市だけの事業である。	西条市の例により調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い			細項目	その他の事務事業		
事務事業名	行政改革			専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整方針	行政改革大綱については、新市移行後新たに策定する。						
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容		
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【大綱の作成時期】 平成14年8月</p> <p>【大綱の項目】 職員の意識改革（市民に役立つ明るい市役所） 市役所の組織改革（時代の変化に即応できる機敏な市役所） 市民との協働（市民と協働で創る開かれた市役所）</p> <p>【実施計画】 対象期間 平成14年から平成16年 (検討項目) 1. 職員の意識改革 仕事に責任を持ちます。 ... 3項目 元気な職員になります。 ... 4項目 2. 市役所の組織改革 効率性の高い市役所になります。 ... 8項目 民間活力を活かします。 ... 2項目 健全財政を維持します。 ... 5項目 3. 市民との協働 市政に関する情報をわかりやすく説明します。 ... 3項目 市民が使いやすい窓口にします。 ... 3項目 市民参加を推進します。 ... 2項目</p>	<p>【大綱の作成時期】 平成13年3月（～5年間）</p> <p>【大綱の項目】 3つの基本的視点 ・市民と行政のパートナーシップによるまちづくりの推進 ・効率的で質の高い行政運営の推進 ・分権型社会に対応した財政基盤の強化 6つの推進方針 ・市民参加と情報の共有化 ・職員の意識改革と能力開発 ・IT（情報通信技術）の利用による住民サービスの向上 ・健全な財政運営の推進 ・組織の活性化と給与の適正化 ・行政事務の効率化・高度化</p> <p>【実施計画】 対象期間 平成13年度～平成17年度（5年間） (検討項目) 1. 市民参加と情報の共有化（市民と行政の協働関係の発展） ... 13項目 2. 職員の意識改革と能力開発（創造・戦略型人材の育成） ... 2項目 3. IT（情報通信技術）の利用による住民サービスの向上（電子市役所の実現） ... 10項目 4. 健全な財政運営の推進（財政構造の改革） ... 6項目 5. 組織の活性化と給与の適正化（より質の高い組織の形成） ... 4項目 6. 行政事務の効率化・高度化（事務事業の見直し） ... 24項目</p>	<p>【大綱の作成時期】 平成11年3月</p> <p>【大綱の項目】 事務事業の見直し 組織・機構の見直し 定員及び給与の適正化 人材の育成・確保の推進 行政の情報化等行政サービスの向上 経費の節減合理化等財政の健全化 会館等公共施設及び公共工事の見直し</p> <p>【実施計画】 対象期間 平成14年度～平成15年度 (検討項目) 1. 事務事業の見直し ... 7項目 2. 組織・機構の見直し ... 2項目 3. 定員及び給与の適正化 ... 4項目 4. 人材の育成・確保の推進 ... 3項目 5. 行政の情報化等行政サービスの向上 ... 4項目 6. 経費の節減合理化等財政の健全化 ... 4項目 7. 会館等公共施設及び公共工事の見直し ... 3項目</p>	<p>【大綱の作成時期】 平成8年3月策定 平成12年11月見直し</p> <p>【大綱の項目】 行政運営の効率化 町民参加型の行政運営の推進 組織の活性化</p> <p>【実施計画】 対象期間 平成12年～平成15年 (検討項目) 1. 行政運営の効率化 行政運営体制の簡素、効率化 ... 3項目 職員定数増加の抑制及び人件費の抑制 ... 3項目 組織機構の統合再編 ... 2項目 財政運営の健全化の目標 ... 2項目 2. 住民参加型の行政運営の推進 町民とのパートナーシップに基づく行政運営の推進 ... 1項目 町民の声を施策等に反映させる仕組みづくり ... 2項目 町民に開かれた透明性の高い行政運営の推進 ... 3項目 町民の利便性に配慮した町民サービスの提供 ... 2項目 3. 組織の活性化 組織運営の効率化 ... 1項目 職員の意識改革 ... 2項目</p>	<p>実施サイクルが2年～5年とそれぞれの市町に差異がある。</p>	<p>新市移行後新たに策定する。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い			細項目	その他の事務事業	
事務事業名	男女共同参画			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会
調整方針	男女共同参画における事業推進の基礎となる計画の策定と女性団体の連絡協議会の設置については、新市移行後速やかに調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】 平成11年6月に公布、施行された男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目的とする。</p> <p>【内容】 1 男女共同参画計画策定 男女共同参画施策を総合的、かつ、計画的に推進するために、男女共同参画計画を策定する。 2 広報啓発活動 市報「さいじょう」に特集記事及び参画情報を掲載 ホームページに男女共同参画情報を掲載 男女共同参画セミナーの開催 3 女性のエンパワーメント 男女共同参画関連行事への参加 男女共同参画研修事業補助金 男女共同参画グループのネットワーク化の検討 4 女性の政策決定過程への参画 女性の審議会委員等へ登用促進 女性人材リスト作成の検討</p> <p>【体制・組織】 1 庁外組織（西条市男女共同参画推進懇談会15名） 計画策定に際し意見・提言を行うとともに、施策の実施状況についてその現状と課題について考察し、意見を述べる。 男女共同参画推進に当たり意見等の情報収集・啓発活動等を行い、その活動に関し意見を述べる。 その他まちづくりを含む西条市政全般の意見・提言を行う。 2 庁内組織 （西条市男女共同参画推進庁内連絡会議15名） 計画の策定に際し素案を検討する。 男女共同参画社会の現状と課題について研究し、その推進のため時代に即応した適切な施策を実施する。</p>	<p>【目的】 男女共同参画社会の実現を目指して、「東予市女性行動計画」（平成8年3月策定、目標年度平成17年）の具現化について検討するとともに、その具体的な推進を図る。</p> <p>【内容】 1 東予市女性行動計画策定 女性の地位向上や社会参加の気運が高まる中、開かれた男女共同参画社会の実現を目指す基本理念と女性施策の方向を明らかにするため、東予市女性行動計画を策定する。 2 事業内容 女性行動計画推進委員会開催 女性大学開講（団体関係者等広く市民に研修の場と意識啓発の機会を提供する） 男性講座開講（男性料理教室及び男性介護教室）</p> <p>【体制・組織】 1 庁外組織（東予市女性行動計画推進委員会） 男女共同参画社会づくりのため、女性行動計画に基づく具体的な女性施策について検討する。 委員20名 任期2年 市長への提言を行う。 2 広報啓発活動 特集記事を企画編集し、広報「とうよ」に掲載 ホームページに男女共同参画情報を掲載 3 女性のエンパワーメント 学習・自己研鑽等（各種フォーラム研修会参加） 先進地視察研修 4 女性の政策決定過程への参画 女性の審議会委員等へ登用促進</p>	<p>【目的】 平成11年6月に公布、施行された男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目的とする。</p> <p>【内容】 真の男女共同参画社会の実現を目指し、その指針となる男女共同参画計画を策定するとともに、体制整備、環境整備を図る。</p> <p>【具体的施策】 ・計画策定に向けて、広く庁内外へ提言し、また、意見を求め、現状と課題について考察する。 ・広報、窓口等による啓発活動を実施する。 ・女性団体等に対し町内外で実施される男女共同参画関連行事への参加を促進する。（必要に応じ旅費支出、バス借上等も実施）</p>	<p>【目的】 平成11年6月に公布、施行された男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目的とする。</p> <p>【内容】 ・広報啓発活動 広報「こまつ」に記事を掲載 ・女性のエンパワーメント 県主催の男女共同参画関連行事への参加</p>	<p>西条市と東予市が計画を策定している。（西条市はH11年の法改正に対応したもの）</p> <p>西条市・東予市・小松町が女性団体連絡協議会を設置している。</p> <p>西条市のみが補助金を支給している。</p>	<p>計画の策定については、新市移行後速やかに、西条市の例を基本に、東予市計画も参考としながら調整する。</p> <p>連絡協議会の設置については、新市移行後速やかに、西条市、東予市及び小松町の例を参考に設置の方向で調整する。</p> <p>補助金等の助成制度については、新たな制度の創設を含め制度自体について、新市移行後速やかに調整・検討を行う。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い			細項目	その他の事務事業	
事務事業名	男女共同参画			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【補助金等】 西条市男女共同参画研修事業補助金</p> <p>【目的】 この事業は、西条市民が市外で行う男女共同参画研修の費用の一部を補助することにより、男女共同参画について学習する機会を与え、西条市の男女共同参画を推進することを目的とする。</p> <p>【内容及び金額】 市外で開催される男女共同参画関連事業に参加した者へ当該事業に参加するための旅費の2分の1の額を補助する。 平成14年度予算 旅費補助(1/2) 104人 312,000円</p> <p>【女性団体連携】 「西条市婦人団体連絡協議会」 ・市内の婦人団体(11団体)が学習活動及び社会活動をともにし、自己の育成と相互の連携を深めることを目的とする。 ・資質向上のための各種講座の開催 ・連絡協議会(情報交換等)の開催 ・レクリエーション運動会(会員の交流等)の開催</p>	<p>【補助金等】 該当なし</p> <p>【女性団体連携】 「12団体連絡協議会」 ・市内の女性12団体が相互の連携を図りながら女性の地位向上と社会参加の促進を図る。 ・先進地の視察研修の実施 ・各種研修会等への参加 ・手作り作品展の開催</p>	<p>【補助金等】 該当なし</p>	<p>【補助金等】 該当なし</p> <p>【女性団体連携】 「小松町女性団体連絡協議会」 ・町内の女性11団体が相互の連携を図りながら女性の地位向上と社会参加の促進を図る。</p>			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い			細項目	その他の事務事業		
事務事業名	名誉市民表彰			専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整方針	名誉市民制度については、新市移行後速やかに調整する。 名誉市町民の称号受章者については、現行のまま新市に引き継ぐ。						
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容		
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【名称】 西条市名誉市民</p> <p>【目的】 広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者を顕彰することを目的とする。</p> <p>【推挙の基準】 西条市民又は西条市に縁故のある者で広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献した者。</p> <p>【推挙の方法】 市長が議会の同意を得て選定する。</p> <p>【礼遇】 ・功績を長く伝える方途を講ずること ・市長が適当と認める待遇及び特典を与えること</p> <p>【受章者】 第2代西条市長 S44. 9推戴 第8、9、10代西条市長 S59. 3 " 第11、12代西条市長 S59. 3 " 第13、14、15、16代西条市長 H10.12 "</p> <p>[慣行] 該当なし</p>	<p>【名称】 東予市名誉市民</p> <p>【目的】 社会文化、産業の進展に貢献し、その功績があった者に対して東予市名誉市民の称号を贈り、その功績をたたえ、もって市民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。</p> <p>【推挙の基準】 本市におおむね3年以上居住している者若しくは居住していた者又は本市に縁故の深い者 産業の振興、社会福祉の増進又は学術、技芸等文化の進展に功績があった者 市民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬する者</p> <p>【推挙の方法】 名誉市民選考委員会（連合自治会長、連合婦人会長、商工会議所会頭、農協組合長、漁協組合長、教育委員長、女性団体、社会福祉協議会会長、市議会議長、助役）に諮って選考し、議会の同意を得て東予市名誉市民章を贈呈する。</p> <p>【礼遇】 ・市の行う式典へ招待すること。 ・死亡の際相当の礼をもって弔慰を行うこと。 ・その功績を長く伝える方途を講ずること。 ・その功績を称えるために副賞として記念品（料）を送ること。（名誉市民章（メダル）、肖像画（本人用と庁舎内掲示用）の作成 ・その他必要と認める待遇措置を講ずる。</p> <p>【受章者】 初代東予市長（平成14年6月27日称号授与） 元県議会議長（平成14年6月27日称号授与） 元オリンピック水泳選手（平成14年6月27日称号授与）</p> <p>[慣行] 【贈呈方法】 市制施行記念日に贈呈</p>	<p>【名称】 丹原町名誉町民</p> <p>【目的】 丹原町民又は丹原町に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術、文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶している者に対して、丹原町名誉町民の称号を贈り、これを顕彰することを目的とする。</p> <p>【推挙の基準】 丹原町に引き続き3年以上居住し、又は5年以上居住したことのある者 産業、経済、政治、学芸その他社会、文化の進展に貢献することによって、町民の福祉の増進に特に功績のあった者 町民が、郷土の誇りとして深く尊敬するに値する者</p> <p>【推挙の方法】 町長が議会の同意を得て選定する。</p> <p>【礼遇】 ・町主催の式典その他諸行事への招待 ・町が管理する公共的施設の利用その他便宜供与 ・称号の贈与を証する証書にそえて名誉町民章を贈呈 ・その他町長が適当と認める特典及び待遇</p> <p>【受章者】 元近畿日本鉄道株式会社名誉会長（昭和63年3月25日）</p> <p>[慣行] 該当なし</p>	<p>【名称】 小松町名誉町民</p> <p>【目的】 小松町民又は小松町に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶しており、郷土の誇りとして町民から尊敬されている者に対し、小松町名誉町民の称号を贈り、これを顕彰することを目的とする。</p> <p>【推挙の基準】 小松町民又は小松町に縁故の深い者)広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶している者 郷土の誇りとして町民から尊敬されている者</p> <p>【推挙の方法】 町長が小松町議会の同意を得て選定し、称号を証する証書にそえて小松町名誉町民章を贈呈する。</p> <p>【礼遇】 ・功績を永く伝える方途を講ずること ・町の公の式典への招待 ・死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 ・その功績をたたえるために副賞として記念品料の贈与</p> <p>【受章者】 医師（昭和60年4月25日称号授与） 元町長（平成7年6月20日称号授与）</p> <p>[慣行] 【贈呈方法】 合併30・40周年記念式典にて贈呈</p>	<p>東予市は、選考委員会を設置している。</p>	<p>名誉市民制度については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>受章者については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い			細項目	その他の事務事業		
事務事業名	功労賞			専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整方針	功労賞制度については、新市移行後速やかに調整する。 功労賞受賞者については、現行のまま新市に引き継ぐ。						
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容		
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【名称】 西条市功労賞</p> <p>【目的】 広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、市勢の伸 展に顕著な功労のあった者を顕彰することを目的とする。</p> <p>【推挙の基準】 70歳以上 功労が公職である時は、公職を離職した者</p> <p>【礼遇】 市の式典等に招待する。</p> <p>【贈呈時期】 4月29日（市制施行記念日）</p> <p>【受賞者】 元市議会議長 S61.4.29顕彰 多額寄付者 H元.4.29 " 元商工会議所会頭 H3.4.28 " 元婦人団体会長 " 元日展審査員 " 元県議会副議長 H7.4.29 " 元県議会議長 H13.4.29 "</p>	[該当なし]	[該当なし]	[該当なし]	西条市だけの制度で ある。	功労賞制度については、新市移 行後速やかに調整する。 功労賞受賞者については、現行 のまま新市に引き継ぐ。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い			細項目	その他の事務事業	
事務事業名	市民無料法律相談			専門部会名	総務部会	分科会名 総務分科会
調整方針	市民無料法律相談については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【概要】 市民相談事業の一環として、弁護士会に依頼して市民を対象に無料法律相談を実施。</p> <p>【実施回数及び時期】 毎月2回 第2,4水曜日 ・受付時間 8:30～14:00 ・相談時間 10:30～16:00 (一人15分程度、最大20分) ・相談人数 1日15人まで</p> <p>相談会場 市役所1階101会議室</p> <p>【謝礼】 (24,750円×1日間+消費税5%) - 2,475円(所得税10%) = 23,512円×24回 14年度予算 624,000円 (報償費)</p> <p>【事務手順】 ・年末に弁護士会が年間予定(担当弁護士当番表)を定めて、市に持参してくれる。 ・相談日当日は、受付簿に申込者順に10時30分から時間設定を実施する。 ・併せて、相談受付簿に氏名、住所、電話番号簿を記載してもらう。 ・法律相談処理表に住所、氏名等を転記し弁護士に渡す。</p>	<p>【概要】 市民相談事業の一環として、愛媛弁護士会西条支部所属の弁護士に依頼し無料相談を実施。</p> <p>【実施回数及び時期】 毎月1回 第2水曜日 ・相談時間 13:00～16:00</p> <p>相談会場 市民会館</p> <p>【謝礼】 報償費により支払 27,000円/日</p> <p>【事務手順】 ・年度開始前に弁護士3名に依頼、予定表を作成する。 ・ローテーションにより毎回1名の弁護士が相談を担当する。 ・相談は電話等による予約制とし、原則市民に限る。 ・1人あたりの相談時間は約15分、毎回12名程度の受付としている。</p>	<p>【概要】 無料相談なし</p>	<p>【概要】 無料相談なし</p>	<p>丹原町、小松町は実施していない。</p> <p>謝礼額が異なる。</p> <p>相談回数が異なる。</p> <p>相談時間が異なる。</p>	<p>相談体制は、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い			細項目	その他の事務事業		
事務事業名	集会所建設（維持管理）			専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会
調整方針	集会所建設（維持管理）については、現行制度を基本として、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【名称】 西条市コミュニティ施設整備事業</p> <p>【目的】 西条市が愛媛県地域環境整備事業補助金交付要綱に基づき、市内の一定地域にコミュニティ施設を整備する。</p> <p>【内容】 対象事業 <集会所整備事業> （対象）（負担割合） 新築 県補助基準内（工事費） 県4/10、市4/10、地元2/10 （設計費・事務費 市1/2、地元1/2） 県補助基準外 全て地元</p> <p>建替 同上 増築 同上</p>	<p>【名称】 東予市コミュニティ施設整備事業</p> <p>【目的】 地域団体（自治会）が行うコミュニティの育成に関する施設の整備その他必要な事業に対し、市が補助金を交付することにより、住民が快適で楽しい近隣生活と人間性豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>【内容】 対象事業 <集会所整備事業> （対象）（負担割合） 新築 県補助基準内 県4/10、市3/10、地元3/10</p> <p>県補助基準外（市単） 市5/10、地元5/10</p> <p>建替 同上 増築 同上</p> <p>県補助対象外（市施工） 建替 市5/10、地元5/10</p>	<p>【名称】 丹原町コミュニティ施設整備事業</p> <p>【目的】 地域の発展と住民の福祉の向上を図るため、コミュニティ施設の整備事業に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>【内容】 対象事業 <集会所整備事業> （対象）（負担割合） 新築 県補助基準内 県4/10、町2/10、地元4/10</p> <p>県補助基準外 全て地元</p> <p>建替 同上 増築 同上</p> <p>県補助対象外（地元施工） 新築・建替・増築 町3/10、地元7/10</p>	<p>【名称】 集会所施設整備事業</p> <p>【目的】 町内の一定地域に集会所を整備する場合又は地元単独で新築、改築、改造及び修繕により集会所を整備する場合に町が補助金を交付し、地域の均衡ある発展と住民の生活福祉の維持向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象事業 <集会所整備事業> （対象）（負担割合） 新築 県補助基準内 県4/10、町2/10、地元4/10</p> <p>県補助基準外（町単） 町2/10、地元8/10</p> <p>建替 同上 増築 同上</p> <p>県補助対象外（地元施工） 新築・建替・増築 町2/10、地元8/10</p>	<p>・補助メニュー - に相違がある。</p> <p>・県補助対象の集会所整備事業を活用した場合、市及び地元の負担割合に相違がある。</p> <p>西条市のみ、設計費用（実施設計）と事務費を市と地元が1/2ずつ負担</p> <p>・東予市、丹原町及び小松町に単独での集会所整備事業がある。</p> <p>・単独（県補助対象外）の場合、市及び地元の負担割合に相違がある。</p> <p>東予市、丹原町及び小松町の場合、単独整備の手法に相違がある。 (自治体施工と地元施工)</p>	<p>現行制度を基本として、新市移行後速やかに新たに制度を創設する。</p> <p>負担割合は、2市2町の地元の負担割合の最低に設定する。</p> <p>農地転用及び基本設計費用は地元負担とし、実施設計及び建築確認申請費用は市負担とする。</p> <p>新市移行後速やかに東予市の例により調整する。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（その他の事務事業）の取扱い			細項目	その他の事務事業	
事務事業名	集会所建設（維持管理）			専門部会名	総務部会	分科会名 総務分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【事業費】</p> <p><平成13年度実績></p> <p>・集会所新築事業 1件 30,231千円</p> <p><平成14年度予算></p> <p>・集会所新築事業 2件 40,975千円</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築の場合のみ ・愛媛県地域環境整備事業補助金交付要綱別表第3に準じる ・設計費用、事務費は市と地元で折半 ・転用等各種申請費用は地元負担 ・集会所の整備に伴う用地は、地元で確保し建設前に市に寄附採納（寄附採納が不可能な場合は、所有者に市と無償の土地使用貸借契約を結ばせる）の確約をする。 ・集会所新築は、市施工で当初、6・9月補正 <p>【集会所の数】</p> <p>地域環境整備事業施工 108箇所</p> <p>地元施工 17箇所</p> <p>その他 2箇所</p>	<p>【事業費】</p> <p><平成13年度実績></p> <p>・集会所整備事業 1件 28,732千円</p> <p><平成14年度予算></p> <p>・集会所整備事業 0件 0千円</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全事業とも事業費総額が10万円以上のものに限る ・新築の場合の補助対象面積は、愛媛県地域環境整備事業補助金交付要綱別表第3に準じる ・他の補助制度の対象とならないものに限る（集会所新築及び増築で愛媛県地域環境整備事業補助金交付要綱を活用する場合は、補助対象外経費のみ適用する） ・設計費用（基本設計・実施設計）、転用等各種申請費用は地元負担 ・集会所の整備に伴う用地は、地元で確保し、建設前に市に寄附採納（寄附採納が不可能な場合は、所有者に市と土地使用貸借契約を結ばせる） ・当初予算と9月補正で対応 ・集会所新築の場合は、市施工（取扱い基準で明記）で当初のみ ・5年経過後地元に払下げを行う。 <p>【集会所の数】</p> <p>地域環境整備事業施工 35箇所</p> <p>地元施工 18箇所</p> <p>その他 4箇所</p>	<p>【事業費】</p> <p><平成13年度実績></p> <p>・集会所整備事業 0件 0千円</p> <p><平成14年度予算></p> <p>・集会所整備事業 0件 0千円</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹原町コミュニティ整備事業別表に準じる。 ・新築の場合は愛媛県地域環境整備事業補助金交付要綱に準じる。 ・設計費用（基本設計）、転用等各種申請費用は地元負担 ・集会所の整備に伴う用地は、地元で確保し、建設前に町に寄附採納（寄附採納が不可能な場合は、所有者に町と土地使用貸借契約を結ばせる） ・当初予算と6・9・12月補正で対応 <p>【集会所の数】</p> <p>地域環境整備事業施工 35箇所</p> <p>地元施工 11箇所</p> <p>その他 14箇所</p>	<p>【事業費】</p> <p><平成13年度実績></p> <p>・集会所整備事業 0件 0千円</p> <p><平成14年度予算></p> <p>・集会所整備事業 0件 0千円</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築・増築の場合は県地域環境整備事業補助金交付要綱補助基準単価又は、町長が認める工事費、補助対象面積は、同要綱別表第3に準じる。 ・他の補助制度の対象とならないもの ・設計費用（基本設計）、転用等各種申請費用は地元負担 ・集会所の整備に必要な用地は、地元において調達し、町に無償で寄与できること ・集会所の整備事業費のうち県費補助額及び町費負担額の合計額を除く残額相当分について地元負担が確保であり、工事着工までに納入できること。ただし、地元単独で集会所を整備する場合は、工事等完成後に町費負担額を助成する。 ・整備後の集会所の維持管理については、原則として地元がすべての経費を負担し、責任をもって受託できること。 ・当初予算と補正で対応 <p>【集会所の数】</p> <p>地域環境整備事業施工 17箇所</p> <p>地元施工 2箇所</p> <p>その他 4箇所</p>	<p>地元要望に対する予算計上時期に相違がある。</p> <p>東予市のみ5年経過後地元に払下げを行っている。</p> <p>西条市・丹原町・小松町は地元と維持管理契約を結んでいる。</p>	<p>要望により随時補正対応とする。</p> <p>地元と維持管理契約を締結する。</p>	

先例地の事例

〔西東京市〕

	事務事業名	調整方針
企画・総務関係	基本構想に関する事	新市において策定する。
	行財政改革大綱に関する事	新市に移行後、一本化を図り、継続して促進する。
	市民の法律相談に関する事	合併後も現行の内容を継続して実施する。
	名誉市民に関する事	新市に移行後、速やかに制度化を図る。
	市(功労者)表彰に関する事	新市に移行後、速やかに制度化を図る。
生活環境関係	国際交流に関する事	合併後も現行の内容を継続して実施する。
	姉妹都市交流事業に関する事	合併後も継続する。
	女性行動計画に関する事	新市において、新たに策定する。

〔さぬき市〕

姉妹都市等の取扱い

姉妹都市及び友好交流都市は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

〔東かがわ市〕

姉妹都市等の取扱い

姉妹都市等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

〔南アルプス市〕

友好都市、姉妹都市、国際交流の取扱い

友好都市、姉妹都市、国際交流については、協議中のものも含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

〔あさぎり町〕

町・村の慣行の取扱い

宣言及び表彰については、新町において調整する。ただし、名誉町村民は新町に引き継ぐものとする。

〔周南市〕

国際交流等事業

(1) 姉妹都市縁組

現行のまま新市に引き継ぐ。

(2) 国際交流事業

新市移行後、速やかに調整する。

〔磐南5市町村合併協議会〕

男女共同参画事業の取扱い

男女共同参画事業の取扱いについては、合併後に速やかに新市において男女共同参画計画を策定し、事業を推進する組織は再編するものとする。

〔安来市・広瀬町・伯太町合併協議会〕

男女共同参画に関する事

男女共同参画計画については、安来市の策定内容に沿って、新生市において策定する。

国際交流に関する事

国際交流事業については、現行のとおり新生市に引き継ぐ。

行財政改革大綱に関する事

行財政改革大綱については、新生市において早期に策定し、推進を図る。